

## 平成28年度第4回市川市教育振興審議会 会議録

- 1 開催日時 平成28年10月17日（月）9時30分から11時50分
- 2 場 所 市川市南八幡1丁目17番15号  
南八幡仮設庁舎2階 教育委員会会議室
- 3 出席者（敬称略）
  - (1) 会 長 天笠 茂
  - (2) 副会長 大嶋 章一
  - (3) 委 員 田中 孝一、渡邊 智子、前田 泰弘、齊藤 雅代、湯淺 国匡  
晒科 里美、角谷 好枝、中村 ふじ江、貞広 齋子、柳澤 要
  - (4) 事務局 田中 庸恵（教育長）、  
千葉 貴一（生涯学習部長）  
松本 雅貴（生涯学習部次長）、  
永田 博彦（学校教育部長）  
井上 栄 （学校教育部次長）、  
高久 聡 （経営改革課長）  
隈部 直子（同課主幹）  
永田 治 （教育政策室長）、  
牛尾 進一（同室教育政策課長）  
石田 清彦（同課主幹）、  
堀 和晴（同課副主幹）、  
渡邊 雅直（同課副主幹）
- 4 議 事
  - (1) 市川市立小学校・中学校の適正規模に関する方針案について
  - (2) 指定学校変更制度の今後のあり方について
  - (3) 学校施設活用基本方針の見直しについて
- 5 提出資料
  - (1) 審議資料
    - ・議事（1）資料
    - ・議事（1）補助資料
    - ・議事（2）資料
    - ・「学校施設有効活用基本方針の見直し」について

【 9 時 3 0 分 開会】

○ 天笠会長

ただ今より平成 28 年度第 4 回市川市教育振興審議会を開催させていただきます。本日の会議は、審議会委員 12 名の全員が出席していますので、市川市教育振興審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、成立いたします。

それでは、次第に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○ 牛尾教育政策課長

資料の確認させていただきます。事前に送らせていただいた資料が 5 点ございます。さらに、本日配付させていただいた資料が 2 点ございます。

1 点目が、「会議次第」です。裏面が「委員名簿」になっております。2 点目が、「議事（1）資料 I 第 3 回市川市教育振興審議会の審議の整理 他 II～IV」です。3 点目が、「議事（1）補助資料 資料 1～7」です。4 点目が、「議事（2）資料 通学区区域・指定学校変更等について」です。5 点目が、「議事（3）資料 学校施設活用基本方針の見直しについて」です。

そして、本日配付させていただいた資料が、「議事（1）補助資料」と「学校施設見学会当日の流れについて」です。不足等がございましたらお申出ください。以上でございます。

○ 天笠会長

ありがとうございました。それでは早速、次第により進めさせていただきます。では、次第の 1「議事」をはじめさせていただきます。

本日の議題は、「市川市立小学校・中学校の適正規模に関する方針案について」と「指定学校変更制度の今後のあり方について」、そして「学校施設活用基本方針の見直しについて」ですが、議事に先立ち「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第 7 条の規定に基づき、本議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。事務局にお尋ねしますが、本議題に、同指針第 6 条に規定する非公開事由は、ございますか。

○ 牛尾教育政策課長

本議題につきましては、法令等で非公開とはされておらず、また、個人情報などの非公開情報も含まれておりませんことから、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第 6 条に規定する非公開事由はございません。

○ 天笠会長

それでは、本議題については、非公開事由はないとのことですので、会議を公開することとよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

○ 全委員

【異議なし】

○ 天笠会長

ご異議なしと認めます。それでは、本議題に係る会議を公開することと決しました。傍聴者の入場を認めます。

【傍聴者 0 名】

○ 天笠会長

それでは、本議題の議事に入らせていただきます。「市川市立小学校・中学校の適正規模に関する方針案について」事務局より説明をお願いします。

○ 石田教育政策課主幹

市川市立小学校・中学校の適正規模に関する方針案について、ご説明いたします。第4回市川市教育振興審議会議事（1）資料をご覧ください。

はじめに、前回の審議会で頂いたご意見を、1から3ページの「Ⅰ 第3回市川市教育振興審議会の審議の整理」にまとめさせて頂きました。頂いたご意見は、「方針策定の進め方」と「適正規模に関する方針」、「適正配置に関する方針」の3つに分けて、また、適正規模と適正配置に関する方針は、「基本的な考え方」と「検討の際に考慮すべき視点」に分けて、整理をさせて頂きました。詳細については、すでに会議録をお送りさせて頂いておりますので、ここでは割愛をさせて頂きます。

これらのご意見を基に、適正規模及び適正配置に関する方針の検討の方向性を、4ページ、5ページの「Ⅱ 学校の適正規模・適正配置に関する検討の方向性」にまとめさせて頂きました。まず、1の「方針策定の進め方」ですが、「適正規模と適正配置の方針は別々に策定すること」、「適正規模の方針の中で、適正配置の大まかな検討の方向性まで明示すること」、そして「子どもの教育的側面を第一義的な視点として策定を進めること」の3点を示させて頂きました。そして、「2 適正規模に関する方針」については、「国の標準である12学級以上18学級以下を基本として検討を進めること」を基本的な考え方としました。

学級の適正規模については、法律によって、小学校1年生は1クラス35人、2年生から6年生、そして中学生は1クラス40人と、学級編製の基準が定められており、この基準に沿って先生方が配置されていることから、市が独自に適正規模を示して学級を編制した場合には、市独自の教職員配置が必要となり、このことは現実的には難しいことから、市独自の基準は示さないこととしました。

次に「（2）検討の際に考慮すべき視点」ですが、「①規模によって生じる課題」、「②小規模校のメリット」、「③これからの教育の方向性」、「④教職員の体制」の4つの視点から、適正規模を検討することとしました。また、「3 適正配置に関する方針」については、「小・中学校それぞれの適正配置の考え方を整理して検討を進めること」、「適正規模にならない学校を存続させるかどうかの判断については、判断の視点を明確にして進めるとともに、存続させる場合には、適正規模にならないことによって生じる課題を最小化する方策も合わせて検討すること」、そして「適正配置は学校単位ではなく、複数の小学校を含む中学校区や、複数の中学校区を含む地域を単位として検討を進めること」、「適正配置は、通学距離や通学時間など、学区の規模も視点に加えて検討を進めること」、「検討は15年先、30年先の児童生徒数の見込みを基に進めること」を、基本的な考え方としました。「（2）検討の際に考慮すべき視点」については、「地域コミュニティ」、「小中学校の連続性」、「学校施設」の3つの視点から適正配置を進めることとしていますが、適正配置については、今回の審議会よりご審議いただくこととなっておりますので、今後更に深めていくこととしております。

これらの検討の方向性を踏まえて、適正規模に関する方針について検討させて頂いた内容が、6ページ、7ページの「学校の適正規模に関する方針の検討」になります。検討は、学校教育や生涯学習など、それぞれの部署が集まる庁内の検討会を中心に進めさせて頂きました。先ほども申し上げましたように、適正規模の検討は、国の標準である12学級以上18学級以下を基本として進めさせて頂きましたが、具体的には、2の「検討の際に考慮すべき視点」のそれぞれについて、適正規模を12学級以上18学級以下にすることが、妥当であるかどうかといった観点で進めさせて頂きました。では、それぞれの視点について、検討の結果を説明させて頂きます。

まず「（1）規模によって生じる課題の視点」です。ここでは、学校の小規模化に

よって生じるデメリットを最小化し、メリットを最大化するとともに、大規模化によって生じるデメリット・メリットについても同様となる規模について検討しました。議事（１）補助資料の１，２ページの資料１「学校規模及び学級規模に関する実態調査の結果」をご覧ください。この実態調査につきましては、前回説明をさせて頂いておりますので、今回は説明を省かせていただきますが、この結果を見ますと、小中学校とも 12 学級以上 18 学級以下では、規模によって生じる課題が概ね少なくなっているように捉えられます。このことから、12 学級以上 18 学級以下は、学校が小規模化することによって生じるデメリット及び大規模化することによって生じるデメリットの双方がバランスよく小さくなる規模であると考えられます。

また、補助資料 7 ページから 10 ページに、児童生徒、保護者、教職員の学校規模及び学級規模に対する印象を、調査結果としてまとめています。この結果から、保護者や教職員にとって、子どもたちが学校行事や学年活動を行う上で適正と感じている規模は、12 学級以上 18 学級以下と概ね重なっていることが分かりました。これらのことから、「（１）規模によって生じる課題の視点」では、12 学級以上 18 学級以下は、それぞれの条件を満たしており、適正規模とすることは妥当であると考えました。なお、前回の審議会で、実態調査結果の要因についてご意見を頂きましたので、それぞれの結果の考察を、補助資料 3 ページから 6 ページの「資料 2 学校規模及び学級規模に関する実態調査の結果の考察」にまとめさせて頂きました。但し、追加調査の実施が難しい状況にありますことから、小中学校の先生方の経験的知見を活用して考察をさせて頂きました。このため、あくまでも「こういったことが想定される」といった内容に留まるものであるということをご承知置きいただければと思います。

次に「（２）小規模校のメリットの視点」です。学校が小規模化することによって学校運営上の課題が生じる一方、メリットもあることを十分に考慮して検討しました。小規模校のメリットについては、補助資料 11 ページの「資料 4 小規模校のメリット」にまとめてあります。これらは一般的に想定されるものとして、国の手引に記載されている内容を記したものです。学校が小規模化することによって、これらのメリットが生じてくる一方、前回の審議会でお示しした課題も生じてきます。そこで、小規模校のメリットを考慮することは、デメリットもバランスよく小さくする規模であると考え、「（１）規模によって生じる課題の視点」と同様に、12 学級以上 18 学級以下を適正規模とすることは妥当であると考えました。なお、今後適正配置に関する方針を策定する中で、適正規模にならない小規模校を存続させる場合には、小規模校のメリットを最大化する方策についても、合わせて検討することとします。

次に「（３）これからの教育の方向性の視点」です。ここでは、これからの学びのスタイルの理念を実現できる規模を、指導法の改善も視野において検討しました。これからの学びのスタイルにつきましては、補助資料 12 ページから 21 ページの資料 5 と、22 ページから 24 ページの資料 6 にまとめさせて頂きました。資料 5 は、新しい教育指導要領が目指す教育として、中央教育審議会教育課程企画特別部会の論点整理より抜粋したもので、資料 6 は、本市教育振興基本計画が示す教育の方向性を一部抜粋して示したものです。

これらの内容を踏まえますと、前回ご意見をいただいている通り、今後学校には多様性の確保といった面が重要になってくると考えられます。しかし単学級などで学級文化が固定化している中では、多様な見方、考え方、表現の仕方等に触れることは難しく、学級の枠を超えた課題別学習など、学習環境の多様性が望まれます。またそのためには、同学年に複数の教員が配置できる環境も必要となってきます。これらのことから、小中学校ともにクラス替えの出来る学校規模が望ましく、「（３）これからの教育の方向性の視点」では、この条件を満たす 12 学級以上 18 学級以下を適正規模とすることは妥当であると考えました。

最後に「（４）教職員の体制の視点」です。ここでは学級担任制の小学校と、教科

担任制の中学校を分けて、学校運営を適切に行うことのできる教職員が配置される規模を検討しました。先ず小学校です。補助資料の25, 26ページの「資料7 教職員の配置」をご覧ください。1の「小中学校の教職員定数の配置」は、学級数に応じて配置される教職員の数を「職員数」として示し、その中で、学級数に加えて配置される教職員数を「増置」として示したものです。職員数には管理職や養護教諭等は含まれません。この表を見ますと、6学級の小学校では、学級担任の他に1名の教員が増置として配置され、全体で7名配置されることが分かります。多くの学校では、増置教員は音楽科などの専科担当に充てられることが多いため、増置教員が1名の場合、教育計画の立案・調整などを行う教務主任は、学級担任と兼務になります。しかし教務主任が専任であれば、教育課程全般の調整を迅速に行うことができ、また、3の「小学校の算数における指導形態」を見てお分かりのように、小学校で多くとられているティーム・ティーチングなどの指導形態もとりやすくなり、教育活動の充実が図られるものと考えます。また、担任の先生が不在の時には、代わりにその学級の対応に当たることもでき、学校運営も円滑に進められるものと考えます。今後の小学校の英語科の必修や、道德の特別教科科などを考えますと、教育活動全体の要となる教務主任の専任化は大きな意味を持っており、12学級以上18学級以下は、その実現を図る条件を概ね満たす規模として、適正規模とすることは妥当であると考えました。

一方中学校は、教科担任制を適切に運用できる規模を検討しました。補助資料26ページの「4 中学校の授業時数」は、教科ごとの年間授業時数と、学級数に応じた教科ごとの1週間の授業時数の合計を表したものです。この表を基に、学級数に応じて、教員1人当たりが担当する学年数と1週間の授業時数を、例として示したものが「5 中学校の教員1人あたりの担当学年及び担当時間の例」です。学校規模が3学級の場合は、教員が7名配置されますので、授業時数の多い、国語、社会、数学、理科、音楽、保健体育、英語に教科担任を1人ずつ配置するとします。学級数が少ない分担当授業時数は少なくなります。指導内容が異なる3学年を1人で指導することとなり、授業準備等の負担は大きいものと思われます。また、美術と技術家庭は免許外指導の可能性も出てきます。9学級の場合は教員が15名配置されますので、同じく授業時数の多い、国語、社会、数学、理科、保健体育、英語に2名ずつ配置すると、1人の週担当時間は6学級の時よりも平準化されます。しかし、1人が担当する学年は2学年以上となり、やはり授業準備等の負担が十分に軽減されるとは言えません。しかし12学級では、4教科で1人の担当学年を1学年とすることができ、授業時数の多い教科から授業準備等の負担を大きく減らしていくことができます。また、週の担当授業時数が減った教科担任が、道德や総合的な学習を指導する体制を整えていけば、担当する授業時数が極端に多くなる教員もいなくなり、教科担任制が適切に運用できると考えます。これらのことから、12学級以上18学級以下は、教科担任制が適切に運用でき、授業内容の充実が図られる規模として、適正規模とすることは妥当であると考えました。

以上を踏まえて、市川市の学校の適正規模に関する方針を、8ページにまとめさせて頂きました。先ず「1 学校の適正規模」ですが、小・中学校ともに、法令上の標準とされている12学級以上18学級以下といたします。そして今後は、この基準を基にして、教育条件の整備等を進めてまいります。

2の「適正規模とならない学校の基本的な方向性」ですが、今後、適正配置方針の策定の中で、児童生徒数の予測を踏まえ、将来的にも適正規模とならない学校については、適正規模化を進めることの適否について、検討を進めていくこととします。適否の検討に当たっては、検討の視点と判断の基準を明確にして進めるとともに、学校単位ではなく、中学校区やもっと広い地域を単位として進めることとします。これらの視点や単位とする地域については、次回からの適正配置の審議の中で、ご審議いただきます。また、適正規模とならない学校を、適正規模に近づける判断をした学校については、その方策と、判断する視点を明確にして適正規模化の検討を

進めるとともに、存続の判断をした学校については、規模によって生じる課題を最小化する方策も合わせて検討していくこととします。

なお、本日お配りしております補助資料の資料9「児童生徒数及び学級数の推計」に、今後の児童生徒数と学級数の推計を、学校ごとにまとめてあります。先ず、表の見方と、推計方法について、簡単にご説明いたします。表では、平成42年と平成57年に網掛けをしてありますが、これは前回の審議会で申しあげました通り、適正配置の方針は、15年後、30年後の学校配置の在り方を示すものとなりますので、平成27年を起点として、15年後と30年後を示したものです。また、学校ごとに児童生徒数と学級数を示していますが、それぞれ2段になっています。上の段の入学者割合に斜線が引かれている欄は、学区内に住んでいる学齢期のお子さんが全て入学した場合の推値であり、下の段の入学者割合に数値が入っている欄は、学区内に住んでいる学齢期のお子さんの数に対して、実際に入学している児童生徒数の割合を反映させた数値です。各学校では、私立学校への就学や転居、また議事の(2)で詳しくご説明いたしますが、指定学校の変更などによって、学区内の学齢児童生徒が全て入学しているわけではなく、また、他の学区から入学してくる場合もあります。そこで、平成19年度から28年度までの実際の入学者数割合の平均を反映させました。児童生徒数の推計については、平成27年の住民基本台帳に基づく人口推計を活用し、そのうちの7歳から12歳までを小学校、13歳から15歳までを中学校に当てはめ、学区内の住所にある推値を合算して、学校ごとまとめました。また学級数は、千葉県の現状に合わせて、小学校では1年生と2年生を35人で1学級、3年生から6年生までを38人で1学級、また中学校では、1年生を35人で1学級、2年生と3年生は38人で1学級として計算しています。

この表を見ますと、15年後の平成42年では、入学者割合を反映させた場合と、させない場合のどちらか一方で適正規模となる学校は、小学校で27校、全体の71%、中学校で12校、全体の80%となっています。また、入学者割合を反映させた場合と、させない場合の双方で適正規模を下回る学校は、小学校が4校で11%、中学校が0校となっています。また同様に双方で適正規模を上回る学校は、小学校が7校で18%、中学校が3校で20%となっています。また30年後の平成57年では、入学者割合を反映させた場合と、させない場合のどちらか一方で適正規模となる学校は、小学校が30校で78%、中学校が13校で87%となっています。また、入学者割合を反映させた場合と、させない場合の双方で適正規模を下回る学校は、小学校が4校で11%、中学校が2校で13%となっており、双方で適正規模を上回る学校は、小学校が4校で11%、中学校が0校となっています。ここでは義務教育学校は除いています。

以上、学校の適正規模に関する方針案について、説明させていただきました。なお、補助資料27ページの資料8は、前回お示しした学校別在籍者数予測に、建物評価をつけて示してほしいとのご意見を受けて、作成し直したのですが、今回補助資料9でお示しした児童生徒数及び学級数の推計を、今後は活用してまいります。以上です。

○ 天笠会長

それでは、今ご説明いただいたことについて、今日の資料「議事(1)資料」を基にしながらご意見を頂ければと思います。資料の1ページから3ページまでにつきましては、審議の整理と言うことですので、前回の審議の内容が記されていると思います。委員の方は、前回のご自身の発言を確認していただいて、ずれている場合には、修正をお願いして下さい。基本的には整理をされているのではないかと拝察するわけですが、先ずはご確認下さい。その上で、4ページからの「II」について、それぞれご意見をお願いできればと思います。そこで先ず確認ですが、本日の審議は「適正規模」についてということで、適正配置については次回にご意見をいただくということです。5ページには「適正配置」について記されていますが、意見は次回に持ち越していただく心積もりでお願いできればと思います。但し、適正規模を

話していますと適正配置の話にも関わってくるかと思いますが、その範囲の中で今日はご意見をお願いできればと思います。

先ず4ページのところで確認をさせて頂きたいのですが、「進めます」と「進めました」という形が出てきます。例えば4ページでは「進めます」となっており、少なくともこれから検討を進める方向性というニュアンスですが、「以下の通りに進めました」というのは、事務局で検討をしたことを個々に記したという理解でよろしいでしょうか。それとも、6ページに書いてある「進めました」や「以下の通り進めました」というのも、「進めます」と同様に捉えてよろしいのかどうか、この点について確認をお願いいたします。それぞれ意見を言うて頂くにも、この位置づけを少しはっきりさせておいた方がよろしいのではないかと思います。我々が判断を下さなければならない部分があるかと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○ 石田教育政策課主幹

4ページのところは、前回の審議会で「方向性」について頂いたご意見を集約したものですので、「方針」として「進めます」という形で整えました。6ページからは、その方針に沿って、先ずは事務局内で検討し、その結果をお示ししたものですので「しました」となっております。そして8ページは、6ページ、7ページの事務局の検討を受けて、このような形で方針をまとめては如何でしょうかという方針の原案であり、皆様にご審議を頂くものですので「進めます」としてあります。

○ 天笠会長

では、1ページから3ページと関わって、4ページのところは、委員の皆さんの総意として「こういう方向で行く」ということが記されているかどうかの確認になるかと思いますが、「適正規模と配置の方針は別々に策定する」ということ、「適正規模の方針の中で、適正配置に委ねる部分を明記する」こと、「子供たちの教育的側面を第一義的な視点として策定を進める」ことについては、よろしいでしょうか。

そして次に、適正規模に関する方針として、(1)と(2)があり、(2)については、①②③④という形で記されておりますが如何でしょうか。(1)のところは、基本的には国の標準を出来るだけ踏まえてと言うことで、12学級以上18学級以下と言う標準規模を市川市としては活用していく、あるいは市川市の情勢と重ね合わせながら「ここだ」というのが2の(1)だと思います。そしてそれを検討していくに当たって、(2)の①②③④にあるように、規模によるメリット、デメリット、取り分け小規模のメリットはどうかと、それから教育の動向や方向性、指導体制のあり方などを踏まえていくと言う説明だと思いますが、如何でしょうか。

○ 貞広委員

前回に言いそびれてしまったのですが、(2)適正規模の検討の際に考慮すべき視点という部分で、④に加えて、教職員の育成に関する視点ということも考えていただきたいと思います。新規の教員は単学級の学校に配置されることはないと思いますが、小さな規模の学校ですと、若い先生の育成に難しい面があると思います。少なくとも学年に2学級はあって、先輩の先生から指導を受けて育つ環境が必要だと思います。むしろ多様な考え方や技術を学べる3人ぐらいが学年にいて、しかも、お父さん、お母さんの先生がいて、お兄さん、お姉さんの先生がいて、そして若い先生という構成であれば、若い先生からベテランの先生も刺激を受けられると思います。小学校ではそのような環境があると良いと思います。中学校は、同じ教科の先生方と相談をして育っていく環境が必要だと思います。

市川市で先生になると、基本的にはずっと市川市の先生でいるという理解でよろしいですか。

- 小倉義務教育課長  
葛南教育事務所管内であれば、交流がありますので一度は市川市の外へ出ますが、また戻ってきます。
- 貞広委員  
そういうことだと、ずっと市川市の先生をしてくださる方を、きちんと市川市の学校で育てて、良い教育をし続けてくださると言う視点が大切だと思います。そういった意味では、やはり 12 学級から 18 学級ぐらいは必要だと思います。他の自治体では、複式学級にならないように統合を選択する場合がある中で、市川市は多様な選択肢があるので、子どもたちに良い教育として返るような先生を育てると言う視点でも、適正規模を考えていただければと思います。
- 天笠会長  
そうですね。貞広委員のご提案の趣旨を踏まえていただいて、7 ページの (4) のところに、白丸になるだろうとかと思いますが、加えていただくということでもよろしいかと思います。そうしますと、④のところで示されたこの視点には、今の意見を加えて検討を進めるということで、先ずはご了解を頂きたいと思います。  
それから 6 ページのところですが、12 学級から 18 学級を市川市としての適正規模とするということですが、その点については委員の皆さんのご了解をいただけるかどうか。私はその点についてはよろしいのかなと思います。もしも市川市が学校の規模として、全学年に学級を揃えられないようなところがたくさん出つつある、また将来的にはもっと出るという地域であれば、標準的な学校の大きさということを考えなくてはならないのかも知れませんが、市川の地理的な特性からすると、これを適正規模とする判断は了解をして、維持していく方向でよろしいのかと思います。
- 柳澤委員  
12 学級以上 18 学級以下というのは、基本的にはこれで良いと思います。むしろ先ほどの 15 年後はどうなっているのかと言う推計を見ますと、適正規模をオーバーする学校は徐々に減っていくと思うので、それほど過大規模については心配しなくても良いと思います。むしろ標準を下回る学校が出てきたときに、ある程度適正化に向けて進めていくのか、それとも小規模校の良さもあるので、そこを特徴にして、単学級になっても例外的に存続させていくのか、そういった方針も、ある程度決めておいた方が良いのではないかと思います。
- 天笠会長  
恐らく方針として決めるのは難しいかも知れませんが、但し委員の方々からご意見を頂いて、ここに記しておくということの意味と言うのはあると思いますので、ぜひ今のご発言に関わって、ご意見を頂ければと思います。例えば教務主任の専任化とか、中学校の教科担任制を維持していこうといったときに、12 学級から 18 学級と言うのは大変に重みを持っているのだと言うご説明があり、だから維持していくのだという視点で書かれていますが、そこに市独自という観点は加味されているのか、それとも制度的に国が保障していることに沿って措置していくのだというのか、そのところは、市としてはどのように考えられているのか、検討されていることがありましたらお願いできればと思います。
- 石田教育政策課主幹  
この資料の段階では、国の制度に基づいて進めております。
- 天笠会長  
先ほどもありましたように、若い先生が経験年数を重ねられて、市川市としての

教員として大きく成長し、そして貢献していただくという貞広委員の視点はすごく大切ではないかと思えます。そうした場合に、「市として」といった意味合いでも、もう少し色々アイデアが出てきても良いと思うのです。そうした場合に、国の制度を出来るだけ基盤にしながら、同時に「市として」学校のサイズを支えていく施策と言うか、考え方というのはありうるのでしょうか。色々な事情からするとそのあたりは「様々な課題があって」という話になってくると思いますが、少し長い目で見たときには、良い視点のひとつではないかと思えます。

○ 田中委員

先ほどの補助資料の25ページは標準法上で計算したものです。そこには、県や市独自の教員というのは入っていないと言うことですが、例えば実態として、市として定数上の何かの配慮をして、学級の人数を減らしているといったことはあるのでしょうか。

○ 小倉義務教育課長

現在は、市川市独自で非常勤職員の雇い上げをしており、補助教員と言う形で、各校に1名を配置しておりますが、市独自で雇い上げをした教員が学級担任になり、少ない人数の学級を維持していくことは制度上できないのです。あくまでも教職員の補助と言う形に現在はなっておりますが、今後この話が進んでいく中で、市独自で教職員を雇用する制度などについても、検討する必要があるかも知れません。

○ 田中委員

会長が先ほど言われた件についても、市独自で、15年後も30年後もこのような方針としてやりますと言うことは言えないので、標準法上の数字を出しているということだと思います。県は条例で定数関係を持っているのだと思いますが、先ほどの38人と言う数字も、県はどこかでやめるかも知れないし、35人になるかも知れない。だから、県の38人という基準で教員を配置を考えるよりも、一番確かな数字として法令上の規定に沿っていると言う理解でよろしいですね。

○ 天笠会長

そうしますと適正規模というのを、国もそうしているわけですが、我々は学級数で考えています。教職員の数で表わす事も考え方としてあり得るわけですが、今は制度上学級の数で考えています。ですが、1学級21人で6学級、全校で126人の場合と、40人で6学級の場合とでは、同じ学級数でもかなりの開きがあるということを含めて、それに見合う教職員の数はどのくらいか、そのことを適正規模の観点から考えるとどうなるのかといった話になりますと、一定の方向性を決めていくのは難しい面もありますので、ご提案を頂いているように、12学級から18学級を適正規模として、話をまとめていきたいと思えます。

次に、適正規模にならない学校の基本的な方向性については、3つの白丸が挙げられています。適正配置の話は次回になるのだと思いますが、8ページの終わりのところに、中学校区という話が出てきています。これについては、ここにいる委員の皆様のご理解いただいているのでしょうか。

○ 牛尾教育政策課長

審議の中で意見としていただいた内容です。ですが「複数の中学校区を含む」というような形を提案させていただくのは、今回が初めてです。

○ 柳澤委員

先ほどの学級の規模については、制度やコストの面からやむを得ないのかと思う

のですが、教育の方向性といいますか、学びのスタイルということを考えますと、学校の規模は学級の規模に、結構影響するのではないかと思います。ここを詰めていくと、適正な学級の数はいくつあるのかという話をしなければならないのですが、実際は難しいということは理解しました。ひとつ気になるのは、小学校と中学校をまとめて、12学級から18学級以下を適正規模としていますけれども、そもそも小学校と中学校の適正規模を一緒に考えるのか、それとも少し別々に考えても良いのかということを考えていく必要があると思います。色々な自治体では、小学校は比較的コミュニティベースと言うか、小規模化したからといってすぐに統廃合することはせず、出来る限り複式などにならない限りは12学級を切っても維持する方向でいて、中学校は、教科担任と言うこともありますので、比較的きちんと適正規模を維持するなど、小学校と中学校の考え方を変えているところがあります。建築の造り方から言うと、小学校は比較的フレキシブルに造りますが、中学校はきちんと造っていくというように、変えているところもあるので、小・中学校まとめてという議論なのか、少し別に考えていく方向性なのか、ということも重要になってくると思います。

○ 天笠会長

大切な視点だと思います。今のご提案からすると、小学校で押さえる、中学校で押さえる、義務教育学校で押さえる、その上で全体を包括するような規模として今回は示されているのか、今後、もう少し詰めて良い話のひとつでしてご指摘を頂いたと思います。

○ 大嶋副会長

今お話いただいたことについては私も実感があります。私はずっと18学級前後の中規模校を歩んできたものですから、学校施設についても、教育課程についても、あまり悩まずに学校経営をしてきました。しかし中学校で6学級から12学級、特に10学級前後になってきますと、教科指導についても、この資料の通り1人の教員が3学年にまたがって指導をしていくことになります。そうすると、教材研究がすごく厳しいところがありまして、指導内容のきめ細かさとか、出張や校務分掌で受け持つ部分が多くなって、教職員の多忙化の問題などが発生してきます。また、先ほど貞広委員さんがお話されたように、規模が小さいところでは、なかなか若い先生に担任を持たせてあげられなかったりするなど、人材育成の視点でも課題は出てきてしまいます。そうするとやはり中学校の方が、適正規模という視点が大切になってくると思います。小学校でも教務主任をしながら学級担任を持たなければならないかも知れませんが、地域特性に合わせて何か特色を出したりとか、地域の教育力を一層活用するなどの視点で学校経営もできると思いますので、今のような視点はすごく大切だと思いました。

○ 貞広委員

私も柳澤委員や副会長がおっしゃったようなところはすごくあると思います。他の地域でも、中学校は適正規模を下回ったら何とか検討をするけれども、小学校については、もう少し柔軟に考えるといったダブルスタンダードでやっていくところがむしろ一般的だと思いますし、世界的にも中等教育学校に対しては、寮を造ってでも統合するけれども、小学校は残すと言うような方針も示されています。ですが、国の教員配置のスタンダードから見ると、やはり小学校についても12学級から18学級と言うのが、やりやすい規模であり、合意できる所だと思うのです。そういう意味では、適正規模自体をダブルスタンダードにすると言うよりも、適正規模としない学校の基本的な方向性の部分で、中学校については比較的早めに検討をして、実際の結論を早めに出すけれども、小学校についてはもう少し融通を利かせて、地域特性に応じた多様な検討を行なう形になるのではないかと思います。あくまで

も適正規模に関しては、12 学級から 18 学級で、次の手立ての中で、小中学校を分けていくのが現実的だと思います。

○ 天笠会長

今のお話にありましたように、小規模校になった、あるいはなろうとしている場合に、どのように教育環境を維持していくのかといったことについては、選択肢の一つとして統廃合というものがあるわけですが、すぐに統廃合というよりも、色々な関係の作りの中で、教育の環境を維持していくということもあると思います。そのあたりは適正配置の話と脈絡があるわけですので、また次回ということにして、今回示されました提案については原案通りでよろしいかどうか、おはかりをさせて頂きたいと思います。如何でしょうか。

○ 渡邊委員

これはこれで良いと思いますが、先ほど少し話が出てきましたように、1 クラスの人数について、どこかに注釈を入れていただくと良いと思います。こちらの資料を見ると、子どもたちは 26 から 30 人以下が良いと言っています。ですから想定している人数を書きいただけるとありがたいと思います。

○ 天笠会長

先ほどご説明があったように、県としては 30 何人とか、そういうことについて、この中で文言化をしていただくことで対処頂ければと思います。そういうことも含めまして、この原案でお認めいただけますでしょうか。

○ 全委員

【異議なし】

○ 天笠会長

それではお認め頂いたということで、この件については以上とさせていただきます。また次回に、適正配置の話が出てきて、本日の話とつながりが出てきますので、またその時にお願いできればと思います。

○ 田中委員

結論はその通りでよいと思いますが、今日の議事（1）資料の中に、データを整理したものがあれば、もっと分かりやすいと思います。例えば 4 ページの 2 の（1）に白丸がふたつあって、最初の丸の「学校の適正規模」については、12 学級以上 18 学級以下の学校がいくつあるのか、などといった現状を表わす資料があれば分かり易いと思います。方針のそれぞれにデータがあると、「ああなるほど」と思ったり、28 年度と 42 年度と 57 年度に、それぞれ 12 学級以上 18 学級以下となる学校が何校あって、それ以下となる学校やそれ以上となる学校は何校あるのかといったことを書くと、「過大規模校はいずれなくなるのだな」といったことも分かるので、それぞれの方針のところに、それを表わすデータを挿入していただけるとありがたいです。

○ 天笠会長

それではふたつ目の議事「指定学校変更制度の今後のあり方について」に入らせていただきます。この件について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 石田教育政策課主幹

議事（2）の資料をご覧ください。本市におきましては、指定学校の変更制度がございます。この指定学校の変更制度が、次回からご審議いただきます適正配置に大きく関わってまいりますので、そのことについて、本日は、何かを決めていただ

くと言うことではなく、広くご意見を頂戴できればと思います。最初に指定学校変更制度の内容についてご説明をさせて頂いたあと、こういった視点でご意見を頂きたいのか、課題があるのかということについて説明をさせていただきます。

○ 小倉義務教育課長

それでは本市の通学区域と指定学校変更制度の概要についてご説明をいたします。議事(2)の資料をご覧ください。先ず1の通学区域を定める目的ですけれども、学校の適正規模を保ち、円滑な学校運営を確保すること、並びに児童生徒の通学の安全を確保することです。根拠法令ですが、学校教育法施行令第5条から9条に明記されており、市川市では通学区域審議会条例と規則により、学校毎の通学区域を設定し、具体的に対応しております。次に2の「状況」ですけれども、昭和40年以降の急激な人口増加に伴いまして、学齢人口も増したため、11の小学校と9の中学校の分離及び新設とあわせて、昭和58年に通学区域規則を制定いたしました。最近行なった通学区域の変更は、平成11年4月に開校いたしました妙典小学校の建設に伴う変更、平成17年4月に妙典小学校区の人口増に伴う変更、平成19年に新井小学校区の人口増加に伴う変更であります。なお平成28年4月には、塩浜学園の開校に伴いまして、隣接した小学校の通学区域の一部地域から塩浜学園を希望できるように変更し、併せて安全の確保を確認したうえで、行徳管内全体から通学を可能といたしました。通学区域を設定する基準ですけれども、町丁目を分断しない、町会・子供会単位で区分をする、危険の多い道路や河川で区分をする、中学校の中学区域はできる限り小学校の通学区域を分断せず、その小学校全域を含むようにするなどとしております。

以上のように市川市では通学区域を定めておりますけれども、平成9年に文部省より通学区域の弾力的運用について通達が出されたことを受けまして、本市では平成10年度より、指定学校変更許可基準を設定し、運用を開始いたしました。指定学校変更の成果といたしましては、指定学校の変更により目的を持って入学し、意欲的な学校生活を送ることが出来るようになったこと、通学距離が近くなり安全面を考慮した通学が可能となったこと、入学後、特別な理由が生じた際、指定学校の変更等により、転校するなどの対応が出来るようになったこと等が挙げられております。なお、資料の3枚目には、指定学校変更基準の表がありますが、これは保護者が教育委員会に申請する際の理由の基準表となっております。いずれかの項目を選び、申請をしていただきます。本年度の小学校1年生のうち、希望される主な理由で最も多いのは、10番の「兄弟姉妹一緒の学校」、次に8番の「友人関係」、3番目は9番の「通学距離」となっております。また中学校では、8番の「友人関係」、9番の「通学距離」、10番の「兄弟姉妹一緒の学校」となっております。なお、この基準につきましては、随時通学区域審議会で見直し等を図っておりまして、変更があった場合は、市民の方に分かるようにホームページ等を通じて周知しているところです。

最後に課題及び主な対策についてです。まず課題ですけれども、都市整備に伴い、通学区域内の地理的状況に変化が生じ、児童生徒数の大幅な変動があること。例えば北国分地域の開発ですとか、二俣の自衛隊官舎がなくなったこと、あるいは南行徳地区に大きなマンションが出来たことなどで変わってきております。また、中学校の過大規模解消のために、小学校の学区を分断せざるを得ない状況があると。方針としてはなるべく分断をしないようにとあるのですが、現実としてはほとんどが分断をせざるを得ない状況になってきております。それから昭和60年以降の学齢人口減により、余裕教室が多くなり、一部が福祉施設とか、保育園、学童保育に転用されました。また平成12年ごろより、児童の増加のほか、少人数指導、特別教室の転用など学習形態の変化によりまして、反対に教室が不足する学校が出現してきております。4番目としましては、過大規模校化は学齢人口の減少により一時沈静化をしましたがけれども、行徳地区や鬼高、信篤地域などでは、適正規模を超える学校

がまだまだ存在をしていることです。5番目は、社会状況の変化により、通学区域の弾力運用が求められています。希望の集中する学校に他の学校の児童生徒が流れてしまうといった状況が生じてしまっていることです。

また、指定校変更の制限を設けている学校に対して、その制限を緩めてほしいという強い要望が出されるなど、保護者のニーズと適正規模とのバランスを保つのが困難な状況となってきております。主な対策ですけれども、今後も引き続きまして、学区の審議会に諮問し、通学区域の弾力的運用を検討いたします。また、余裕教室等については、適正規模・適正配置等の会議の中で協議をして参ります。また行徳小学校については、妙典小学校の開校により対応いたしました。新井小学校についても、学区の変更により対応した所です。毎年、指定校変更基準や指定校変更の制限の見直し等を適宜行い、通学審議会に諮っています。決まった内容は学校や保護者等に周知するとともに、公正の原則に基づいた運用を図っているところです。以上のように学校の適正規模については、これまで学校の分離・新設、あるいは通学区域の指定、そして最近では指定校変更制度により対応をしてまいりましたけれども、今後はそれだけではなかなか困難なことが予想されると思っております。

○ 石田教育政策課主幹

今、ご説明させて頂きました「指定校の変更」によって、実際の各学校の入学状況を示したのが、4枚目、5枚目の細かい表です。この表の見方ですが、例えば15番の信篤小学校をご覧ください。信篤小学校の28年度を見ますと、今年度は130名が入学しています。しかし、指定校変更の制度がなく、全ての児童が指定校に入学したとした仮定した場合、本来144名が入学するはずであり、学級数も現在の4学級ではなく、5学級になるはずだったということを示したものです。この指定校変更制度のもとで適正配置を進めていった場合、例えば小さな規模の学校を適正規模に近づけたとしても、また規模が小さくなってしまいう懸念が出てまいります。このような状況の中で、どのように適正配置を進めていけばよいのか、どのように適正配置を考えていったらよいのか、ご意見を頂戴できればと思っております。また、指定校変更制度の今後の在り方についても、お考え等がありましたらご意見を頂戴できればと思います。以上です。

○ 天笠会長

この件については、今日ここで何かを決めると言うことではありませんので、今のご説明について、ご質問やご意見を頂ければと思います。次回の適正配置の話につながっていく可能性がかなり高いのではないかと思いますので、今回と次回との連続的なつながりの中で、ご意見やご質問をお願いできればと思います。市川市は、学校選択制を実施していると公言しているのか、それとも学校選択制はやっていないと公には公言しているのか、そこは如何でしょうか。

○ 小倉義務教育課長

学校選択制はしておりません。基本的には、地域で子供たちを育てるという考え方に基きまして、学区の学校に通ってもらうことを基本的な考え方としております。

○ 天笠会長

そういう点では、今ご説明頂いたこの制度はどういった位置づけになっているのでしょうか。特別に理由がある場合の対処の仕方だと拝察するのですが、如何でしょうか。

- 小倉義務教育課長  
対外的には、特別な理由があるときに限って、弾力的な運用をしていきますと説明しておりますが、実際、保護者の捉え方はまちまちだと思います。
- 天笠会長  
市民の方も様々な捉え方をしているのではないかと思います。
- 大嶋副会長  
毎年度、指定校変更によって、どのくらいの生徒さんが本校に来てくれるのか、プラスになるのかマイナスになるのかというところは、気になっているところでありました。学級数を決定するに当たっても、1人来れば学級増になるときもありましたし、逆に1人出てしまうと学級減になる場合もありましたので、非常に気になるところです。但し、市川市にとっては良い意味で、学校の特色を出していくということでありましたので、良い意味での学校間の競い合いと言う視点もあつたように思いました。データ的に見てみますと、プラスになっている学校とマイナスになっている学校は結構はっきりしているなということも良く分かりました、学校の地理的なことや距離感など、色々なことが要因になっているのではないかと思います、校長としては毎年重要な視点でもあります。
- 田中委員  
この資料の過去10年間の件数ですと、毎年400~500人くらいいるわけですね。そうすると、5月1日での学級数の変更は例年どのくらいあるのでしょうか。
- 小倉義務教育課長  
今は正確な数字は分からないのですが、多いところだと、指定学校の変更の人数によって、2クラスくらい変わってしまう学校もございます。
- 田中委員  
10年間で見ますと色々と波はあるようですけれども、毎年400~500人が色々な事情があつて、もちろん基準を設けて審査をして、この結果であることは、これはこれで良いのだと思うのですが、適正配置を考えるとときにこの数字や実態がどのように影響を与えるかと言うのは、忘れないようにしておかなければならないということです。
- 貞広委員  
先ほど議事(1)のところでお示しいただいた補助資料も合わせて見ていたのですが、確かに小学校については、どこかの小学校からどこかの小学校に行っているのだと思うのですが、中学校は押しなべて全部少なくて、公立学校間の移動と言うよりも私立に子供が流れている実態で、通学区域の弾力化云々ではなく、公立学校に如何に引き戻すかと言う問題なのではないかと思ったのですが、その解釈で正しいのでしょうか。それであれば、議論する方向性が違ってくると思います。
- 石田教育政策課主幹  
データ的に見てみますと、私立学校への就学が多い学校とむしろお隣の公立に流れてしまう学校と、学校によってまちまちというのが現状です。
- 柳澤委員  
なかなか難しい問題だと思うのですが、学区制と言うのは、あくまでも学校が平等なので、住んでいるところによって通う学校が決められると言うことですが、当然、小規模校や大規模校は出てきてしまうと思います。そうすると、例えば私は大

規模校より小規模校に、逆に小規模校から大規模校にかわりたいということもあると思うのです。基本的には学校は全て等しいと言うことを前提として成り立っていると思うのですが、それによって一方では私立に流れるとか、東京に行ってしまうということもあると思います。だから少し特色化を進めていくことも、色々な自治体では取り組んでいて、そのひとつが小中一貫教育であったりするわけです。そのように考えていくと、市川でも、塩浜学園のような義務教育学校設立などで特色化を進める一方で、学区制を維持するとなると、やはり矛盾も出てくると思うのです。例えば小中一貫校であれば、ある程度希望を認めることとなっていますが、それがだんだんと「そこだけ例外なのか」ということになって、別の動きも出てくると思うのです。ですから、選択制とまでは行かなくても、ある程度学区横断を認めて、その代わり学校に魅力や特色を作っていく方向なのか、その辺のバランスが難しいと思っています。例えば、市川市の方向として、今後特色化や学校の裁量を少し増やして、ある程度学区をまたいだ方向にもっていくことによって、私立への流出を避けたり、学校間の選択を認めたりといったことが考えられますが、どのような方針とするのかに掛かってくると思います。

○ 天笠会長

本来ならばもっと行っている子供の数が、その学校に行っていないということも出てきているわけですが、地域では地元の中学校に入学させようという働きかけや動きといったものはあるのでしょうか。そのへんの現状というのは、どのような姿になっているのでしょうか。

○ 中村委員

私立を受験する人数がとても多い学校もありますが、最近では地元の中学校に進学する生徒さんも増えてきています。但しそれはやはり個人個人の考えですし、経済的なことが大きな要因になっている場合もあります。皆で地元の中学に行かせようというような連携した動きは、あまり無いかも知れません。

○ 天笠会長

これは恐らく市川市だけではなくて、都市部に共通した傾向かとも見ているのですが、恐らくこの話は高等学校にも話がつながっていると思います。地元の高校に入れようという働きかけは弱いのではないかと思います。

○ 大嶋副会長

市川市の全体の流れとしては、小中連携や中高連携をすごく意識して取り組んでいます。地元の小学校の生徒さんが私立にだぶ流れてしまう学校も私は歩んできたので、私立に行く子をもっと地元の学校に戻したいという思いで学校経営に当たってきました。そういう視点の中では、小中連携は凄く大切だと思います。また、今の新しい取り組みとして、県立高校との連携を進めておりますので、出来るだけ市川市の子供たちを地元の中学校や地元の高校に進学させたいという思いは、校長として、もちろん教職員も持ってきておりますので、そういう仕掛けはやはり必要であると思いますし、大事なことだと思います。

○ 角谷委員

私たちが携わっているコミュニィクラブと言うのは、基本的に「おらが学校」を守ると言うことなんです。中学校が良くなければ小学校から子供たちは来ない、中学校が良くなければ地域が良くなれないということです。一番荒れている時代を私たちは経験しているものですから、何とかしたいということで、地域でも色々と継続して子供たちを育てる取り組みをやっていますし、公立の学校では放課後に勉強をちょっと見ていただけるシステムも出来てきています。八中は小学

校を3校抱えています、3校それぞれに特徴はあって、もちろん受験をたくさんする学校と、あまりしない学校は出てきてしまいますが、学区で考えるということも「ありかな」と、資料を見ながら思っていました。八中のブロックでは小中、それから高校への連携がとても上手に出来ているので、このような形でどんどん八中生が増えてくれると良いなと思います。先ほどお話でもありましたように、私立へ行くためにこの学校を選んでいるということもありますし、そういうことの無いところもありますので、そういったところが「町」としての市川の特徴かなと思いました。

○ 晒科委員

一保護者の意見ですが、親としては、学校が小さいとか大きいとか、学級数が少ないとか多いとかというよりも、良い先生のいる学校に通わせたいという思いがあります。12学級以上18学級以下であれば、良い先生が出来る環境が整うと言うのであれば、そういった環境を教育委員会の方に作っていただきたいと思います。良い小学生が育てば良い中学生が育っていくので、やはり良い先生を育ててくださる環境が学校にはあったら良いと保護者的には思っています。今はベテランの先生と新任の先生がいて、中間の先生があまりいらっしゃらないということなので、新しい先生がすごく育つ環境を教育委員会の方につくっていただければ、公立の中学に通いたいというお子さんも増えてくるのではないかと思います。

○ 天笠会長

指定校変更制度については、やめた方が良いのか、もっと緩和した方が良いのか、それとも今の制度を維持していくことが良いのか、そういうことも含めてご意見をお願いできればと思うのですが、今の話ですと、やはり中学校区のあり方ということと関連せざるを得ないと思います。どのような中学校区のあり方が良いのか、さらには直接的なテーマではないのかも知れませんが、地元の高等学校のあり方ということも、正面に出てくるテーマかも知れません。人口の減少地域では、高等学校を如何に存続させるかと言うことは、地域の生き残りを掛けた状況であって、小中学校と高等学校のつながりをどうしていくのかといったことを抱えながら、次の時代の生き残りを掛けて学校間の接続を考えている所もあります。しかし、人口がたくさんいるところは、その点での切実感はありませんが、それが人口が集中しているところの教育の課題といえば課題だと思います。

○ 田中委員

公立も私立も当然公教育として、どちらも栄えていかなければならないのですが、実際に、小学校を卒業した子どもたちが、私学にどれくらい流れているのか、ざっとした数字はありますか。市川市内の私立だけではなく、色々なところに行っているとは思いますが、例えば市川市の小学校卒業生の5%くらいだとか、1%くらいだとか、1割くらいだとか、そういったイメージはありますか。

○ 小倉義務教育課長

毎年統計は取っておりまして、学校によってぜんぜん違います。多いところだと、1学年の3分の1が私学に流れます。学校によっては、1人も私学に行かない学校もございます。全体を均せば10%を切りますけれども、あまり均しても意味が無い感じは致します。3割くらい入る学校はJR沿線の学校で2~3校ございます。

○ 田中委員

均しても1割いかないくらいですか。

○ 小倉義務教育課長  
均せば1割はいきません。

○ 天笠会長  
市川市の教育委員会では、これから小中連携とか、一貫校、あるいは中学校区を単位にと言う当たりのところを、どのように進めようとしていくのか。その時に、我々が申し上げている扱い方というのは、この先結構大きなウエイトを占めてくるテーマになってくると思います。小学校と中学校をもっと一体化させていくという意味で、指定校変更によって中学校をどこかにと言うことよりも、9年先まで中学校区でというということを原則にすれば、あまり指定校変更制度を幅広く運用しないで現状維持、あるいはもう少し事情を丁寧に見ていくという選択肢もあると思います。片や別の選択肢からすると、もっとこれは広げてやるべきだと言うことも出てくるのかも知れませんが、これからの方策と指定校制度のあり方というのは、そういうつながりの中で検討していくということになると思います。そういう点では、次回の適正配置のときにも、この話が出てくる可能性も十分にあると思います。

○ 貞広委員  
今、会長がおっしゃったように、中学校単位で弾力化を考えていく、少なくとも小学校の弾力化は中学校区単位の中で収めるような方向性もあると思うのです。他市では学校選択制によって地域から子供がいなくなつて、もう一度指定校制に戻した例もありますが、市川市の場合はあくまでも弾力化ですし、市民の方から見ても、難しい問題だと思うのです。ですからやはり如何に上手に運用するかということが大切だと思います。少なくとも中学校区単位で見たときに、地域で9年間大事に育てられると言うところが大事だと思いますので、例えば、変更許可基準の但し書きに、出来る限り中学校単位の中での指定校の変更は限るようになるとか、運用の形の問題になってくるのかと思います。

○ 天笠会長  
それでは、それぞれの意見、質問等々を、また事務局で整理していただきたいと思います。それではこの件はここまでということにさせて頂きたいと思います。続いて3つ目の議事、「学校施設有効活用基本方針の見直しについて」に入らせていただきたいと思いますが、私が本日所用がありまして、この後やや早めに失礼させていただきます。その点ご了解いただければと思います。  
それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○ 渡邊教育政策課副主幹  
なお、この件についても、何かを決めるということではなく、次回の審議会で原案を作り出すことを前提にしてご意見・ご質問、という性格のものでありますので、その点をご了解いただければと思います。議事(3)学校施設有効活用基本方針の見直しについて、お配りいたしました資料を用いながらご説明をさせていただきたいと思います。

本件は、平成17年10月に本市教育委員会が策定した学校施設有効活用基本方針、今後「基本方針」と縮めて言いますが、こちらを見直すに当たって、審議会の皆様からご意見を賜りたく、今回お諮りするものでございます。本件をお諮りする目的ですが、1点目は本日の議事(1)の「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」の策定の一環で、必要教室と余裕教室をきちんと線引きし、「各学校に必要な教室数」を算出する必要があるとございます。また、今後適正配置の方針に主に関わってきますが、今後空き教室が増えていく学校をどのようにしていくのかについても検討することとなっていく、そこに関わるものと考えております。2点

目は、本市において必要教室と余裕教室の捉え方や必要数などについて、あるいは教室使用の優先順位について、この基本方針の中で定めておりますが、この基本方針も策定から10年が経過しております。求められる教育環境やそれを取り巻く社会情勢は大きく変化しているものと考えられます。例えば、この基本方針の1ページ目に基本方針作成の趣旨が記載されておりますけれども、「また、平成14年には新しい学習指導要領が完全実施され」との記載や「余裕教室を、社会教育施設や福祉施設等としてより有効な活用が求められている」という時代背景等が記載されております。このような基礎となる社会情勢も現在では変化してきていると考えられます。例えば、基本方針策定当時、生活交流空間としてのランチルームの設置を施策として進めておりましたが、現在ではグループ学習の推進や、児童生徒一人ひとりの個別の事情に即した少人数対応が求められているということもございます。これから基本方針を見直すに当たり、地域差はあるとしても、本市全体の年少人口が減少する中で、また、これからの学校教育を見据えた中で、どこの学校のどこの教室がどう足りないとか個別具体的な議論ではなく、例えば、学習指導の方針や方法の変化によってこれからこういう教室の使い方が必要になるとか、家庭・学校・地域の連携の観点、学校施設の複合化・多目的化など公共施設マネジメントの観点などから、教室のあり方、学校施設のあり方を踏まえて見直して行きたいと考えておりますので、そのような多様な視点から、委員の皆様からご意見をいただけたら、と考えております。また、今回委員の皆様からご意見をいただきましたら、本市教育委員会の中で検討を進め、具体的に見直し案が形になりましたら、ご報告ができればと考えております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料の1つ目は、基本方針の冊子でございます。3ページに「余裕教室とは」という項目があり、4ページに図がありますが、本市の定義は国と少し異なっております。必要教室と余裕教室の線引きをどのようにするのが、1つの検討課題であると考えております。次の資料は、A3ヨコ1枚、市川市学校施設有効活用基本方針における教室の区分でございます。これは先ほどの基本方針の5ページから12ページまでの本市の教室の区分やその優先順位を1枚のシートにまとめたものです。左ページに白抜き文字の黒い枠が3つ、これらが本市の教室の大区分となります。これに対応する形で、右ページにも同じく白抜き文字の黒い枠が3つあり、それぞれの区分に属する教室の使われ方を具体例として記載しております。そして、基本方針7ページにあります。本市では、学校が保有する教室は、学校長の経営方針に基づいて使用されることを基本とし、教室に余剰、つまり余裕教室が生じた場合には、どの用途の教室に充てていくのかという優先順位を定めております。これを表の中に組み込んだのが、A3資料の右ページの表であります。基本方針では12ページに記載されております。次の資料は、A4タテ1枚、市川市公共施設等総合管理計画及び平成27年度第3期監査結果の抜粋でございます。本市の教育環境を取り巻く社会情勢の変化を表す具体例の1つとして提示をさせていただいたものです。上半分は、市川市公共施設等総合管理計画の抜粋に当たる部分です。将来のあり方という部分に、平成42年度までに学校の延床面積を20%削減することが目標と定められております。基本的な方針の2つ目のポチに「市川市学校施設有効活用基本方針の見直しにより、これからの学校が必要とする教室数等の基準を定めます。」と記載されております。下半分は、本市監査委員が監査・公表いたしました平成27年度を対象とする監査結果です。第1段落2行目に「各学校では、このことから生じた余裕教室を国際交流室やランチルーム等の多目的室として教育の充実のために利活用するよう努めてきたところであるが、学校監査においてこれら多目的室の利用頻度が概して低いことが確認された。」という記載がございます。また最後の段落に、既に画工施設を含む公共施設の多くが更新の時期を迎えているが」とあり、また、最後の行に「市教育委員会におかれては、余裕教室を服務学校施設の有効活用について積極的に検討されたい。」との記載がございます。次の資料は、A4ヨコ1枚、学校教育の目的以外に共用・転用している事

例という表です。あくまで事例ですので、本来一番下の「計 96」という集計は適切な記載ではなかったかもしれませんが、平成 27 年度ベースで挙げております。最後に、A4 タテの資料、市内教育施設配置図でございます。これは本市教育委員会が 27 年度に発行しております「市川市の教育」の中にも掲載されている資料でございます。市内のどのような教育施設がどこに配置されているのかが記載されております。資料は以上になります。それでは、よろしく願いいたします。

○ 大嶋副会長

ご説明ありがとうございました。次回の施設見学についての調整も含めて、残りの時間も 30 分を切っておりますので、この時間を有効に使いたいと思っております。事務局の方から説明をしていただきましたが、まず、ご質問がありましたら、お願いいたします。

それではよろしいでしょうか。この議事につきましては、委員の皆様から広く意見を聴き、次回の審議会では原案を出すという方向であるということですのでよろしいですね。ですから、資料を基に、あるいはこれからの教育の方向性などを踏まえてご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 柳澤委員

質問と言うか確認と言うか。最後の方の資料で、延床面積を平成 42 年度までに 2 割削減するという方向性であることと、同時に監査の結果で、学校に空き教室が出ると学校のために他の目的に利用したり、学校以外の目的でデイサービスや保育園に転用している事例はあるがその利用頻度が低いということでしょうか。であれば、それをそのまま 2 割削減というふうにつながっていくような気もするのですが、その確認をしたい。また、削減というのは、面積を減らすということか、そのものを無くするというのか、さらに別の用途に転用することなのか、場合によっては公共床を民間に貸すなどするのか。

○ 牛尾教育政策課長

今後の方向性としてはちょうど適正配置にも関わってくる問題ですが、どのように行っていくかということになりますと、いろいろな手法があるかと思えます。例えば統廃合もその 1 つですし、減築もあるかと思えます。あと、空いたところを複合化して他の用途で埋めていく方法もあるかと思えます。目標は延床面積 20% 減と出ておりますので、その辺りの手法を使いながら計画を立てていくことになろうかと思えます。

○ 柳澤委員

そうしますと、全体の中で統廃合していくということだけではなくて、各学校で空いた教室を転用することも含めて、2 割減ということの方針として出しているということですね。

○ 牛尾教育政策課長

はい。

○ 大嶋副会長

今のご説明のように、転用を含めて 2 割減ということで確認をしていただきました。質問を含めて、他にご意見はございますか。

○ 渡邊委員

転用がスムーズに、うまく行っている事例はあるのでしょうかということと、千葉県も高齢化社会になるので、もしデイサービスに転用していて、子どもたちと交

流が図られるということがお互いにとっていいですよ、というような事例がありましたら教えてください。

○ 牛尾教育政策課長

デイサービスの事例として私が知っているのは国府台小学校ですが、転用した部分は棟が独立しておりましたので、転用しやすかったとは思いますが。やはり入口など管理区分の問題もございますので、そういった課題がありますので、デイサービスへの転用例自体があちこちにあるというわけではございません。やはり事例として一番多いのは、保育クラブではあると思います。

○ 渡邊委員

ありがとうございました。

○ 大嶋副会長

実は、私も一時期、余裕教室の活用について学校と協議する機会がありました。保育クラブの場合は比較的協力していただける雰囲気もありました。ご自身の学校の子どもが、放課後はそのまま自分の学校の学童保育クラブで活動するということがベースにあったものですから、小学校の先生方の理解は得られやすかったという記憶があります。

他にございますか。

○ 齊藤委員

学校の教室がいろいろなところで活用されるといいとお話ですが、逆に安全面を考えた場合、それと変な話になってしまうかもしれませんが、同じ教育委員会の他の課でないとな熱費や水道代やガス代など管理面の問題が絡んでくるので、一概にすぐにやりましょうということにはならないんじゃないかなと思います。

できたら、保育クラブとかビーイングとか、子どもたちの居場所を作るようなところならいいんじゃないかなと思います。

○ 大嶋副会長

管理面等の心配もあり、学校に関わる子どもたちの活動として使えたらいいのではないかという意見をいただきました。他にいかがでしょうか。

○ 晒科委員

学校の校長先生が空いているからデイサービスに使わせてあげるということになるんですか。誰が決めるのでしょうか。

○ 牛尾教育政策課長

入るとすれば、福祉関係の部署からお話があって、それが実際に可能かどうかということになりますと、管理上の問題もありますし、学校の教育方針もありますので、そのところは教育委員会と学校の協議と言う形になろうかと思えます。

○ 晒科委員

簡単には借りられないということですね。

○ 大嶋副会長

例えば私の学校も、昔は各学年に12学級ありました。ということは普通教室は全部で36教室必要ということになります。今は特別支援学級を含めて23学級ですので、単純に考えると教室がだいぶ余っていると思われると思うんですけども、教育活動がだいぶ多様化してきまして、少人数学習を全学年で行っているんですね。

そうすると、学級を2つに分けるとその分の教室が必要になってきます。

また、カウンセラーさんの部屋とか、不登校で教室に入れないうちさんが、ようやく学校には来たけれども教室に戻るステップとして学習室として使ったりする。学校長の経営方針に基づいてというのは、そういう使い方をするというふうな理解になります。それと、市と協議して転用という形で使っていくという方向性の2つがあるという理解でよろしいかと思えます。他にはいかがでしょうか。これからの教育の方向性を考えると、こういう使い方をしていくと良いというご意見はありますか。

○ 渡邊教育政策課副主幹

誠に恐縮ですけれども、余裕教室の使い方については、今後の適正配置の中でご審議をいただきますけれども、本日はできましたらその前段階、学校にどういった教室が必要なのか、例えば地域の方が集まる場所が必要であるとか、少人数の部屋がもっと必要になってくるとか、これから空き教室を算定するためには、必要な教室をどこまで盛ってくるべきなのかということをご意見いただきたいと思っておりますので、できればそちらの方をご審議いただければと思います。

○ 大嶋副会長

今お話をいただいたように、今後学校にどういった教室が必要かということで、学識経験者の立場のお話、それから保護者や地域の方の立場でお話しいただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 前田委員

私見なんですけれども、教えていただきたいのですが、市川市ではPTA活動と社会教育団体の仲は良いのでしょうか。他の自治体だと、PTAの力が強すぎて、地域の方が入りづらいということがあります。

○ 角谷委員

それに関して、第八中学校には地域支援ルームというスペースを作っていただいております。これからコミュニティ・スクールというシステムが始まるに当たって、地域の方が話し合いをするスペースがどうしても必要になってきます。PTAの会議室はありますが、3階にあたりして不便ということもありまして、2階の外から見えるようなところに作っていただいております。コミュニティ・スクールが始まるとすれば、そういう場所は絶対に必要になります。今、私は学校支援コーディネーターを務めていますが、コーディネーターの教育の中でも、日本全国の事例を发表或りしながらやっているの、自由に使い、自由に話ができる、そこには学校の先生も入って来れる、地域もPTAもみんなが入れるところがどうしても必要になります。中学校区に作りますから、既に地域支援ルームが作られているところもありますが、これから全中学校区に必要になると思いますよ。

○ 田中委員

教育委員会にお伺いしたいのですが、市教育のコミュニティ・スクールへのスタンスというか考え方、方針のようなものがあれば教えてください。もう1つは、コミュニティ・スクールとも関係しますが、学校支援地域本部はどの程度設置されているのか、その2点です。併せて、地域学校協働本部という仕組みが進んでいくと思っておりますが、これらを踏まえると、地域の方が学校に入って来られるのが学校のあり方ということであれば、それに相応しい活動のできる空間、余裕教室の活用というのが欠かせない視点だと思います。では質問は2点です。お願いします。

○ 牛尾教育政策課長

1点目のコミュニティ・スクール、学校運営協議会ですが、今年度塩浜学園で指定・設置いたしました。来年度は、今の予定ですと17校で指定・設置する形となっております。市教育委員会の方針としては全校に配置していくということで、今はモデルケースとして進め、最終的には全部設置していくものでございます。2点目が学校地域支援本部ですが、コミュニティサポート委員会が全校に設置されておりますので、それに地域本部の機能を持たせ、発展させていきたいと考えております。

○ 大嶋副会長

よろしいでしょうか。方向性としては、地域の方の拠点となるような部屋が必要だというご意見を頂戴しました。他にはいかがでしょうか。

○ 貞広委員

今の件について1点、事例のご紹介と、もう1点ございます。京都市さんが全国的にはコミュニティ・スクールの先進市でして、5つの小学校を統合して1つのコミュニティ・スクールを作ったりしています。そうすると、まずはバラバラの状態から始まるんですけど、入口から入ってとてもいい場所に地域の人が集う部屋を作っているんですね。そこに長老の方々が集まってお茶を飲むことで、今までバラバラだったところがやっと学校発信の新しい地域ができていくということもありますので、コミュニティ・スクールの方針があるのであれば、必ずそういう部屋が必要になります。あと、会議室に加えて、Face to Faceで多くの方が集まって活動する部屋も必要になるので、第二体育館ぐらいの大きさの活動部屋があると、非常に地域の方が学校に実際に来て、活動も活発になる。ちょっとここまでいくと贅沢かもしれませんが、ご紹介ということです。

あと、学校施設有効活用基本方針を拝見していて、今後の方向性としては、通級等の指導がまたさらに増えていくと思うので、今にまして足りるのか、または何らかの基準を設けて確実に数を確保しなくてよいのかという課題があると思います。今はないですよ、きっと必要に応じて学校の方針で1つか2つとか、それで足りていないケースももしかしたら、部屋以上に人が足りていないんだと思うのですが、その点は検討しなければいけないと思います。それと、これほどに入れたらいいのかわかりませんが、おそらく外国にルーツを持つお子さんもこれから増えていくと思うので、その子たちは通級等教室になるのか、多目的教室になるのか、どこの部分になるのかわかりませんが、おそらく今後それが増えていくであろうと思います。

あともう1点は、これも今後のことでわかりませんが、小学校に英語の教科が入ってくると、English-roomといいますか、英語の指導を行って子どもたちをその気にさせる部屋、おそらく学級担任の先生が授業をされるのでしょうか、さりながら別の教室に行ってそういう部屋を設けるとか、英語に対するハードルを下げられるためにも、絶えず子どもたちが英語の情報に触れたり英語に関する情報発信をしてくれるような部屋も、理想的にはあったらいいなと思うんです。千葉大学でEnglish-Houseがございまして、留学生が常駐していて学生と一緒に英語の映画を見たり、ディスカッションしたりするような場所もあり、そういうふうにならぬと日常的に触れると学生たちも変わってきます。例えば、市川市さんが英語教育に力を入れるのであればそのような検討も方向性としてはどうかと思います。

○ 大嶋副会長

ありがとうございました。通級については、学校の方でも必要感があって、教育委員会の方でも条件整備を進めていただいていると認識しているところなんです。そういう子どもたちも学校の中には多く存在しているところもありますので、そういう教室を開設しているところとか、より一層必要感があるのではないかと思いますし、英語、特に小学生について環境が整っているというのは学習意欲を引き出す上でもそのような教室が1つあると子どもの意欲も違ってくると、ご意見を聴いていて思

いました。他の方はいかがでしょうか。保護者の目線でご意見はございませんでしょうか。

○ 晒科委員

思い当たらないです。あまり学校をそういう場だと考えたことがないので。子どもたちに必要な教室が不足しているとも考えたことがないので。でも、地域の方に開放することもできると思えば、いろいろ可能性はあると思うので、いろいろ考えてみたいと思います。

○ 湯浅委員

私のところは若宮小ですが、地域の方と一緒に活動している。会議があると体育館の上の階の3階まで登らないといけないので、もうちょっと立地条件の良いところにあると地域の人も来やすくなるのかなと思います。

○ 大嶋副会長

ありがとうございました。やはり学校へのアクセスという面も、作るときには意識していかななくてはいけないなと思いました。他にはいかがでしょうか。この件については考えておいていただいて次回に、ということも大丈夫ですか。今回いろいろお話をいただいた中でイメージを持っていただいて次回に臨んでいただくことも可能かなと思いましたので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。時間的にはこのくらいの時間でまとめておいた方がよいと思いますが、ここまでのところで言い足りないところがある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○ 田中委員

先程来の教室の話ですけれども、これから千葉県教委が行っている教職卵プロジェクト、大学の中では単位化される動きが出ている。大学生が今まで以上にそれぞれの小中学校に入って行って子どもたちといろいろな交流する場面が出てくる。他のボランティアの方の分も含めていいのですが、そういった大学生が活動するスペースも、検討の材料に入れる必要があるんじゃないかなと思います。

○ 大嶋副会長

卵というのは、教職員を目指す大学生の方々が学校に来て子どもたちを支援していただくという仕組みです。他にはいかがでしょうか。

○ 田中委員

教育実習とは別個のものです。

○ 大嶋副会長

教育実習とは別なんですね。大学の方に働きかけて、教育委員会を通して来ていただくんですが、よく頑張ってくれています。それでは他に意見がないようですので、この議事についてはここで閉じさせていただきます。各委員からお知らせなどはありませんか。では、事務局の方にお返しいたしますので、連絡等をお願いします。

○ 牛尾教育政策課長

事務局から3点ご連絡申し上げます。1点目は、学校施設見学についてです。前回の審議会でご意見をいただきました、学校の施設等に関する見学会を実施したいと思います。別紙のとおり、5校を予定しております。日程は、先程ご提出いただいた調査票をもとに集計したところ、10月31日(月)にご都合がつく委員の方々が多かったため、10月31日(月)に開催させていただこうと思いますがよろし

いでしょうか。詳細につきましては、別紙をご覧ください。なお、昼食につきましては、塩浜学園にて給食をご用意いたしますので、誠に恐縮ですが、給食代を当日お支払い下さい。

2点目は、次回の審議会は会議次第にもある通り、11月21日（月）9：30より会場は、こちらの仮設庁舎会議室で予定しております。

3点目は、第6回目の審議会についてです。先程、ご提出いただいた調査票をもとに集計し、後日ご連絡いたします。事務局からは以上でございます。

○ 大嶋副会長

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成28年度第4回市川市教育振興審議会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

【11時50分 閉会】